

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、日本ERI株式会社を中核とする建築分野における専門的な第三者機関によって構成される企業集団です。第三者検査という事業の性格を強く意識し、法律で義務付けられている確認・検査を含む建築物検査の大臣指定機関を傘下に置くことから、当社グループ全体でその使命を果たしながら、公共性と収益性のバランスの下、堅実な利益成長を確保することを目指しております。これは日本ERI株式会社が創業以来「七つの理念」として、経営の基本方針として掲げて来たもので、当社グループはその理念を継承していくものであります。

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方は、当社グループ各社が建築基準法等の執行機関として法令遵守を徹底するとともに、確実、迅速なサービス提供を確保し、企業活動の効率性と透明性を高めるという観点に立ち、経営体制を整備し、必要な施策を実施していくことであります。当社はこうした基本的な考えのもと、グループ統括会社としてグループ会社を管理・監督し、全てのステークホルダーに信頼される経営の構築に努めて参ります。またこれは、経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

現状、当社は株主における機関投資家や海外投資家の株式保有比率が低いことから、議決権の電子行使の環境作りや招集通知の英訳は行っておりません。これらの導入は、今後、株主における機関投資家や海外投資家の株式保有比率の推移やその他の状況を踏まえ検討してまいります。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、取締役及び執行役員からの提案を随時受付けており、上程された提案を十分に審議しております。またその実行にあたり、経営陣幹部の意思決定を尊重しております。当社は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、業績を勘案して取締役報酬を定めてまいりましたが、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けの導入等に関しては、制度設計の選択肢も多いことから、現在、当社の実情に合った制度での導入を検討しております。

【補充原則4-2-1】

取締役の報酬は、基本報酬と賞与から構成し、取締役会により決定いたします。基本報酬は、各取締役の役位に応じて支給し、賞与については、会社の業績を勘案して考慮し支給いたします。持続的な成長に向けたインセンティブの一つとしての中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬の導入等に関しては、制度設計の選択肢も多いことから、現在、当社の実情に合った制度での導入を検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、いわゆる政策保有株式は保有しておりません。今後、いわゆる政策保有株式として、中長期的に株式を保有することを決定した場合はその経済合理性の検証を含め保有のねらい等をご説明いたします。併せて、議決権行使が適切に実施されることを確保するための基準を策定し公表いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社が、役員や主要株主等との取引(関連当事者間取引)を行う場合は、取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、疑念を生じさせることのないよう、取締役会の決議を受けることといたします。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)当社グループ各社は日本ERI創業以来の経営理念である「七つの理念」を実践することで、良質なすまい・建物を実現し、安全で美しい街づくりに貢献いたします。「七つの理念」は当社のウェブサイトに掲載しております。具体的な経営戦略・経営計画については、現在、2016年6月より始まる3ヶ年の中期経営計画を公表しております。

(2)コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定し、当社の基本的な考えを当社のウェブサイトに開示しております。

(3)取締役の報酬は、基本報酬と賞与から構成し、取締役会により決定いたします。基本報酬は、各取締役の役位に応じて支給し、賞与については、会社の営業成績を考慮し支給いたします。

(4)執行役員の選任については、一定の対象者の中からその評価や実績等を踏まえて、候補者を決定する透明性の高い手続を策定しております。取締役候補の選任については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、十分議論の上、最終的に取締役会で決定しております。監査役候補の選任については、取締役の業務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること等を踏まえ、決定しております。

(5)社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。社内取締役候補者及び社内監査役候補者については株主総会招集通知に選任理由を記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、取締役会規程に定めた、経営方針に関する事項や、関係会社に関する事項等、経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、職務の執行を監督する機関として位置付けております。また、別途、職務権限規程に事項毎、金額基準等で経営陣への委任の範囲が定められており、基準を超える事項に関しては取締役会にて審議・決定しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の全取締役6名中2名が社外取締役であり、2名とも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社の考える独立性判断基準をコーポレートガバナンス・ガイドラインの別紙に定め、その内容を当社のウェブサイト及び下記「その他独立役員に関する事項」に公表しております。なお、当社では独立役員の資格を満たす社外取締役は全て独立役員に指定しております。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会はその役割を実効的に果たすため取締役会全体として知識・経験・能力をバランス良く備え、多様性と適正規模を両立するよう構成すると定めており、コーポレートガバナンス・ガイドラインで開示しております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社役員を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めております。また、当社は事業報告及びコーポレート・ガバナンス報告書にて各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しております。

【補充原則4-11-3】

社外取締役及び社外監査役が独立した立場から業務執行の監督・監査を行うとともに、毎月開催される取締役会を通じて、取締役会全体の実効性の向上に努めております。なお、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の方法及び開示については、昨年度の実施状況をレビューする形で、実施いたしました。また、その結果につきましては、当社のウェブサイトに掲載いたしました。

<http://www.h-eri.co.jp/company/governance.html>

なお、当社はコーポレートガバナンス・ガイドラインに、取締役会が毎年、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を公表する旨を定めております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役に限らず、広く全社員に対し、職責や業務上必要な情報や知識の習得及び更新等を目的に様々な研修の機会を提供しております。また、経営を執行・監督する上で必要となる情報や知識の習得を推奨しており、その際に費用が発生した場合は会社に請求できることとなっております。なお、別途定めた、コーポレートガバナンス・ガイドラインに取締役・監査役のトレーニングに関する方針を開示しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、広報IRグループをIR担当部署としております。株主との建設的な対話を促進するに当たり、経営企画グループ、経理財務グループ及び人事総務グループ等と連携することとしております。半期及び通期の業績開示にあわせ、機関投資家向けの決算説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行うこととしております。また、投資家からの取材申込みには広報IRグループが主体となり積極的に対応しております。個人投資家向けには、年に数回、東京・大阪を中心に会社説明会を開催し、社長が説明を行うこととしております。なお、別途定めた、コーポレートガバナンス・ガイドラインに株主等との建設的な対話に関する基本方針を開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ERIホールディングス従業員持株会	671,300	8.57
鈴木 崇英	628,300	8.02
大和ハウス工業株式会社	351,000	4.48
パナホーム株式会社	351,000	4.48
三井ホーム株式会社	351,000	4.48
積水化学工業株式会社	351,000	4.48
ミサワホーム株式会社	351,000	4.48
中澤 芳樹	234,400	2.99
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	184,800	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	121,900	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 <small>更新</small>	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、また、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山宮 慎一郎	弁護士													
菅野 寛	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山宮 慎一郎		TMI総合法律事務所パートナー、元気寿司株式会社社外監査役	同氏は、弁護士としての高度の専門的知識と企業法務や事業再生等の実務を通じて培われた企業経営に関する幅広い知見を有しており、取締役会における業務執行の監督機能を強化することができると共に幅広い視点からの提言を得られると判断したものであります。また、その属性から、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

菅野 寛	早稲田大学大学院経営管理研究科教授、オムロンヘルスケア株式会社社外取締役、株式会社WOWOW社外取締役、三井海洋開発株式会社社外取締役、スタンレー電気株式会社社外監査役	同氏は、経営コンサルタントとしての豊富な経験と企業戦略立案の研究者として企業経営に関する高度の専門知識と幅広い知見を有しており、取締役会における業務執行の監督機能を強化することができると共に幅広い視点からの提言を得られると判断したものであります。また、その属性から、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人からの監査計画書及び監査報告書を受領するとともに、会計監査人の往査に常勤監査役が同行し、実施状況を確認するほか、四半期毎に監査報告について協議を行っております。また、半期に1回連絡会議を、内部監査部門及び会計監査人と開催しており、監査結果などの情報交換、意見交換を行い、連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
太田 裕士	公認会計士													
西村 賢	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

太田 裕士	公認会計士太田裕士事務所代表、東陽監査法人代表社員、日本ERI株式会社監査役	同氏は、公認会計士としての専門的な知見並びに企業会計に関する豊富な経験を有しており、中立的かつ客観的な視点から監査を行い、社外監査役としての職務を適切に遂行し、経営の健全性確保に貢献できることが期待できると判断したものであります。また、その属性から、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
西村 賢	成和明哲法律事務所パートナー、株式会社宇野澤組鐵工所社外監査役、日本ERI株式会社監査役	同氏は、弁護士としての高度の専門的知識と企業法務や事業再生等の実務を通じて培われた企業経営に関する幅広い知見を有しており、中立的かつ客観的な視点から監査を行い、社外監査役としての職務を適切に遂行し、経営の健全性確保に貢献できることが期待できると判断したものであります。また、その属性から、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【社外役員の独立性に関する基準】

社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役及び社外監査役のうち、以下の要件のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

- 現在または過去における当社グループの業務執行者*1であった者
*1取締役(社外取締役を除く)・執行役員または使用人(以下同じ)
- 現在または過去3事業年度において、以下の要件に該当する者
 - 当社グループの主要な取引企業*2の業務執行者
*2取引の支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の連結売上高の2%以上を占める
 - 当社グループの主要な借入先*3またはその業務執行者
*3当社連結貸借対照表の資産合計額の2%以上の長期借入がある場合
 - 当社の大株主*4またはその業務執行者
*4議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者
 - 当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
 - 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産*5を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント等(当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう)
*5個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当社の連結売上高の2%を超える場合
 - 当社グループから多額の寄付*6を受けるものまたはその業務執行者
*6個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当社の連結売上高の2%を超える場合
- 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族もしくは同居の親族
 - 現在または過去5事業年度における当社グループの業務執行者
 - 上記2.の(1)から(6)で就任を制限している対象者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度及びストックオプション制度とも導入しておりませんが、業績配分を反映した役員報酬を付与しております。なお、役員退職慰労金制度はありません。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年5月期における当社の役員区分ごとの報酬等総額は、以下の通りです。
 取締役(うち社外取締役): 141,420千円(15,120千円)
 監査役(うち社外監査役): 35,610千円(8,760千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会で承認された報酬限度額(取締役400,000千円以内、監査役100,000千円以内)の範囲内において、以下のとおり決定しております。

・取締役

取締役の報酬は、基本報酬と賞与から構成し、取締役会により決定いたします。

基本報酬は、各取締役の役位に応じて支給し、賞与については、会社の営業成績を考慮し支給いたします。

・監査役

監査役の報酬は、経営に対する独立性確保の観点から、基本報酬のみとし、監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については人事総務グループがサポートし、必要な社内情報を提供するとともに、取締役会のスケジュール調整や議題の説明等行う体制を構築しております。

社外監査役については常勤監査役がサポートし、必要な社内情報を提供するとともに、監査役会において取締役会ほかの重要会議について報告しております。また内部監査部門、会計監査人と定期的な会合を設け、情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、取締役会と監査役会という枠組みの中で、監督と執行の分離を進めていく体制として執行役員制度を導入しております。現行の経営体制(平成29年8月30日現在)は、社外取締役2名を含む取締役6名、社外監査役2名を含む監査役4名と、取締役兼務者4名を含む執行役員10名であります。

<企業統治の体制>

(1)会社の機関

当社は株主総会及び取締役のほか、取締役会、グループ経営会議、監査役、監査役会、会計監査人及びグループコンプライアンス委員会を設置しております。

(2)取締役会

取締役会は、原則として毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。取締役会では、法令で定められた事項や当社グループの重要事項の審議と決議を行うほか、取締役の職務の執行を監督いたします。なお、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

(3)グループ経営会議

グループ経営会議は、取締役会を補完し効率性を高めるため、その専決事項を除くグループ経営に関する重要事項を協議・決定しております。グループ経営会議は、常勤の取締役及び執行役員と子会社の社長により構成され、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時グループ経営会議を開催しております。

(4)監査役会

当社は監査役会設置会社として、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成しております。定例監査役会は毎月1回開催し、各監査役は法務、財務・会計に関する専門的知見を生かし、取締役会や重要な会議への出席を通じ、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。

(5)会計監査人

会計監査人には、有限責任 監査法人を選任しておりますが、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(6)グループコンプライアンス委員会

グループコンプライアンス委員会は、当社の定款に定める業務全般に関して、法令遵守を推進するとともに、会社法が定める「会社の業務の適正を確保する内部統制システムの整備を図る」という目的に基づき設置されております。委員会は社長直属の組織として、社外弁護士等を含む委員で構成され、原則3ヶ月に1回以上開催しております。

<内部監査及び監査役監査>

(7)内部監査

当社は、グループ会社を含めた業務プロセスの適法性、適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で社長直属の組織として監査グループを設置しております。監査グループの常勤スタッフは1名ですが、日本ERI株式会社の監査部のスタッフ3名に加え、監査毎に業務に精通したスタッフを監査員に委嘱することにより、内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況、業務規程の遵守状況などを監査し、監査後は遅滞なく改

善状況を報告させることで、内部監査の実効性を担保しております。また、会計監査人や監査役とも随時意見交換を行い、連携をとっております。

(8) 監査役監査

監査役は、監査方針及び計画を定め、取締役会等、重要会議への出席のほか、グループ会社の往査・調査を実施しております。更に、会計監査人との情報・意見交換、協議、内部監査部門である監査グループからの定例の監査報告等により相互に連携を強化し、監査の向上に取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社形態を採用しておりますが、社外監査役を含めた監査役による監査体制の強化・充実等により経営監視機能面で十分に機能する体制が整っております。更に取締役会における監督機能と意思決定の透明性を一層向上させるため、社外取締役を2名選任しており、経営監視機能の客観性・中立性が十分に担保できるものと考え、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主が株主総会議案について十分な検討期間を確保できるよう、招集通知を法定の発送期限に対し余裕をもって発送いたします。第4回定時株主総会の招集通知は平成29年8月10日(株主総会開催日の20日前)に発送いたしました。また、発送日の概ね一週間前を目処に、当社ウェブサイト及びTDNETにより、その内容を電子的に公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月決算、8月定時株主総会開催であるため、集中日には該当いたしません。
その他	株主総会招集通知およびインターネット開示事項を、招集通知発送前に当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ウェブサイトにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則2月と9月に個人投資家向け説明会をそれぞれ複数回開催しております。また、その内容を当社ウェブサイトにて公開しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、本決算時期に合わせてアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。直近では、平成29年7月13日に決算説明会を開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報のページが独立しており、決算説明会資料を始めとして、業績に関する資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IRグループを設置しております。	
その他	個人株主を主たる対象として、年2回ビジネスレポート(事業報告)を発行しております。株主以外に供覧するため、当社ウェブサイトにも掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは建築分野における専門的な第三者検査機関であり、その事業の性格を強く意識し、経営の基本方針を「七つの理念」として掲げており、それにステークホルダーの尊重について規定しております。また、コーポレートガバナンス・ガイドラインに「株主の権利・平等性の確保」「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」について方針を定め、当社ウェブサイト公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コーポレートガバナンス・ガイドラインに「適切な情報開示と透明性の確保」「株主等との対話」について方針を定め、当社ウェブサイト公表しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)を整備・維持してまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「ER」グループ倫理に関する規程」を定めており、法令遵守を経営の最重要課題と位置付け、全役職員に周知徹底する。

(b) コンプライアンス担当役員を置き、人事総務グループ法務コンプライアンス室をコンプライアンス担当部署とする。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス担当部署からの補佐や社長の下に設置されたグループコンプライアンス委員会の諮問等を受けて、コンプライアンスを推進し統括管理する。

(c) 内部監査を所管する監査グループの陣容をより充実化させ、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。また、監査結果はグループ経営会議において報告をする。

(d) 役職員に対するコンプライアンス研修を、新人研修を始めとして行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する企業風土、意識の醸成を図る。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定・報告等の文書保存及び管理に関しては、別途定められた文書の作成・保存・廃棄に関する「文書管理規程」及び「稟議規程」に従う。保管場所は「文書管理規程」に定めるところによるが、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、本社において閲覧が可能となるものでなければならない。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスク状況への対応については、別途定められた「グループリスク管理規程」に基づき各部署への浸透を図る。各部署の所管業務に付随するリスク管理は当該部署が行い、各部署の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役等に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、当社及び各事業会社の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「ER」グループ倫理に関する規程」をグループ・コンプライアンス・ポリシーとして、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努め、リスク管理体制を適切に構築し運用する。子会社管理の担当部署は経営企画グループとし、「関係会社管理規程」等に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。取締役会専決事項を除く企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、常勤の取締役及び執行役員と子会社の社長で構成されるグループ経営会議を組織し、審議する。監査グループは「内部監査規程」に基づき、グループ全体の監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、その職務の執行に必要な場合は、監査グループ所属員等に監査役の職務の遂行の補助を委嘱し、必要な事項を命令することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助すべき使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。該当使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役会に相談し、その意見を尊重する。

(8) 監査役の使用人の指示の実効性の確保に関する事項

当社における監査役監査を補助すべき使用人に関する「監査役スタッフ規程」に基づき、監査役の活動を円滑かつ効果的にするための体制確保に努める。

(9) 監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、グループ全体又はグループ各社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、当社及びグループ各社の役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他管理情報、内部統制の状況等につき、「監査役会規程」「内部監査規程」、「監査役スタッフ規程」及び「内部統制規程」等に基づき監査役に報告する。また、監査役会は必要に応じ、いつでも役職員に報告を求めることができるものとする。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者に対し「内部監査規程」に基づき匿名性確保をするとともに報告者に対しそのことを理由として、不利な取扱いを受けないよう保護するものとする。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について「監査役監査規程」等に基づきその費用の前払い及び償還を受けることができる。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する認識及び理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換、また監査グループとの連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針としております。また平素より、警察、顧問弁護士との連携を密にし、反社会的勢力対応をしており、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する体制を整備しております。

具体的には、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、情報収集や相談・連絡体制の整備等、外部専門機関と連携を図っております。また人事総務グループが所管となり、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」を作成し、新規顧客の取引開始時にチェックを行うなど防止体制を確立しております。さらに、グループ会社の社内研修(概ね年1回)等において、啓蒙活動にも努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 適時開示に関する姿勢・方針の周知・啓蒙等

当社グループは経営理念の一つとして「可能な限りの情報を公開し、透明な会社となります」を掲げており、株主・顧客・取引先等全てのステークホルダーに対し適時・適切な会社情報のディスクロースが重要な責務と考えております。また、こうした考えに基づき社内規程として「インサイダー取引規制に関する規程」を制定し、内部情報を収集すると共に、その管理を徹底し、迅速なディスクロース手続ができる体制を構築しております。社員の適時開示に対する周知・啓蒙については、インサイダー取引防止策と共に、日常の社長の訓示や階層別研修、重要会議等において徹底を図っております。

(2) 適時開示業務を執行する体制

(a) 情報の収集

イ.グループ会社の役職員は適時開示の対象となる可能性のある情報(以下「内部情報」)を入手した場合、直ちに所属部署の長に報告します。
ロ.報告を受けた所属部署の長は、速やかに人事総務グループ長に報告し、人事総務グループ長への情報の集約を図ります。
ハ.人事総務グループ長は、内部情報の有無を確認するため、必要に応じて関係する役員、部署、子会社に報告を求めます。

(b) 適時開示の判定

イ.人事総務グループ長は、総務担当役員及び情報開示担当役員と内部情報について共有し、また、必要に応じて関係する部署と協議を行い、適時開示の要否を検討します。
ロ.人事総務グループ長は、報告を行った所属部署の長及び関係する部署に適時開示の要否を通知し、その取扱い並びに情報管理の適切な指示を行います。

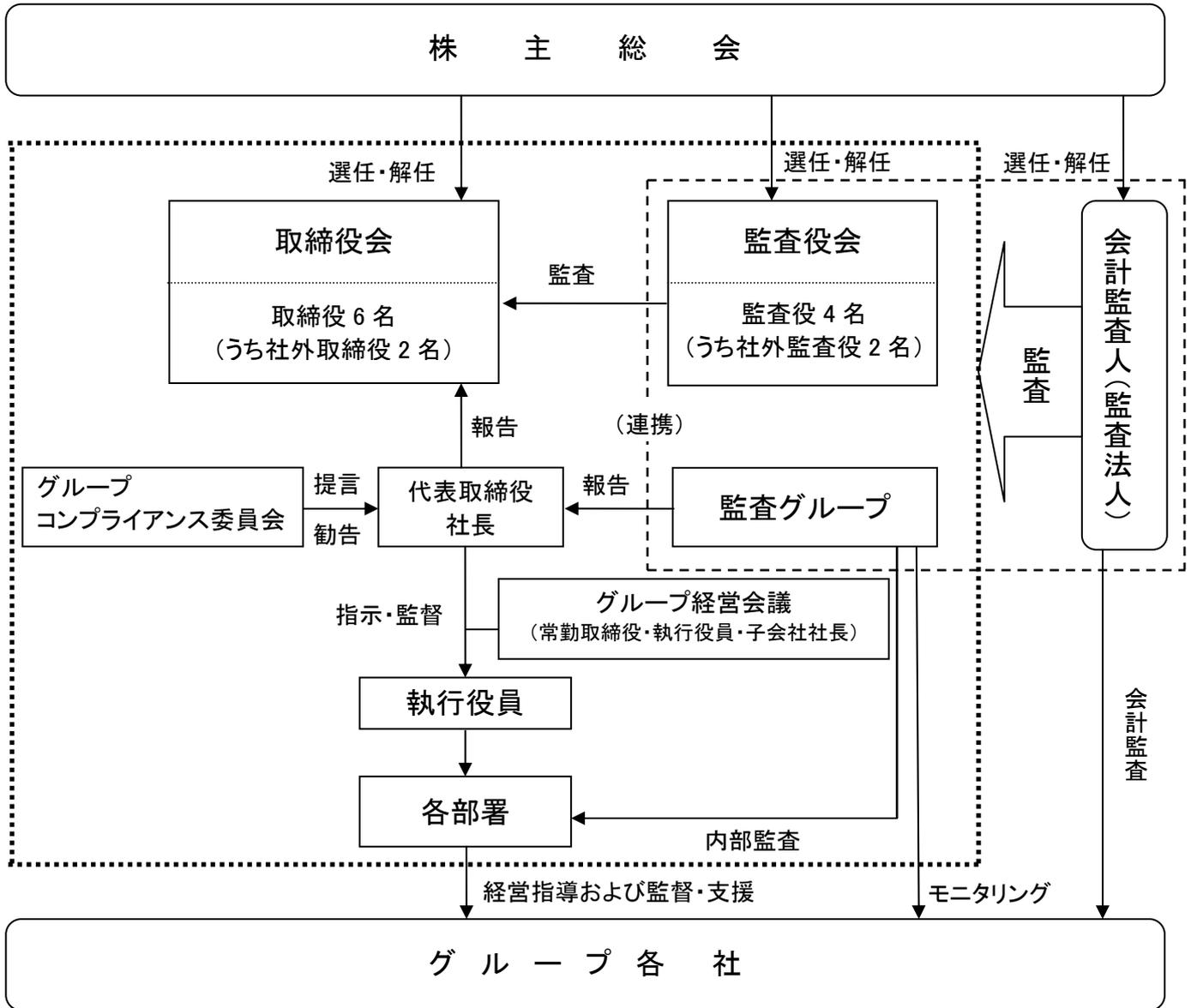
(c) 情報の管理

イ.役職員による内部情報の伝達及び入手は、社内規程で定める場合を除き規制しています。
ロ.適時開示が必要と認められた情報は、公表が行われるまでの間、関係する役職員は厳重に管理し、社内外への漏洩防止に努めております。

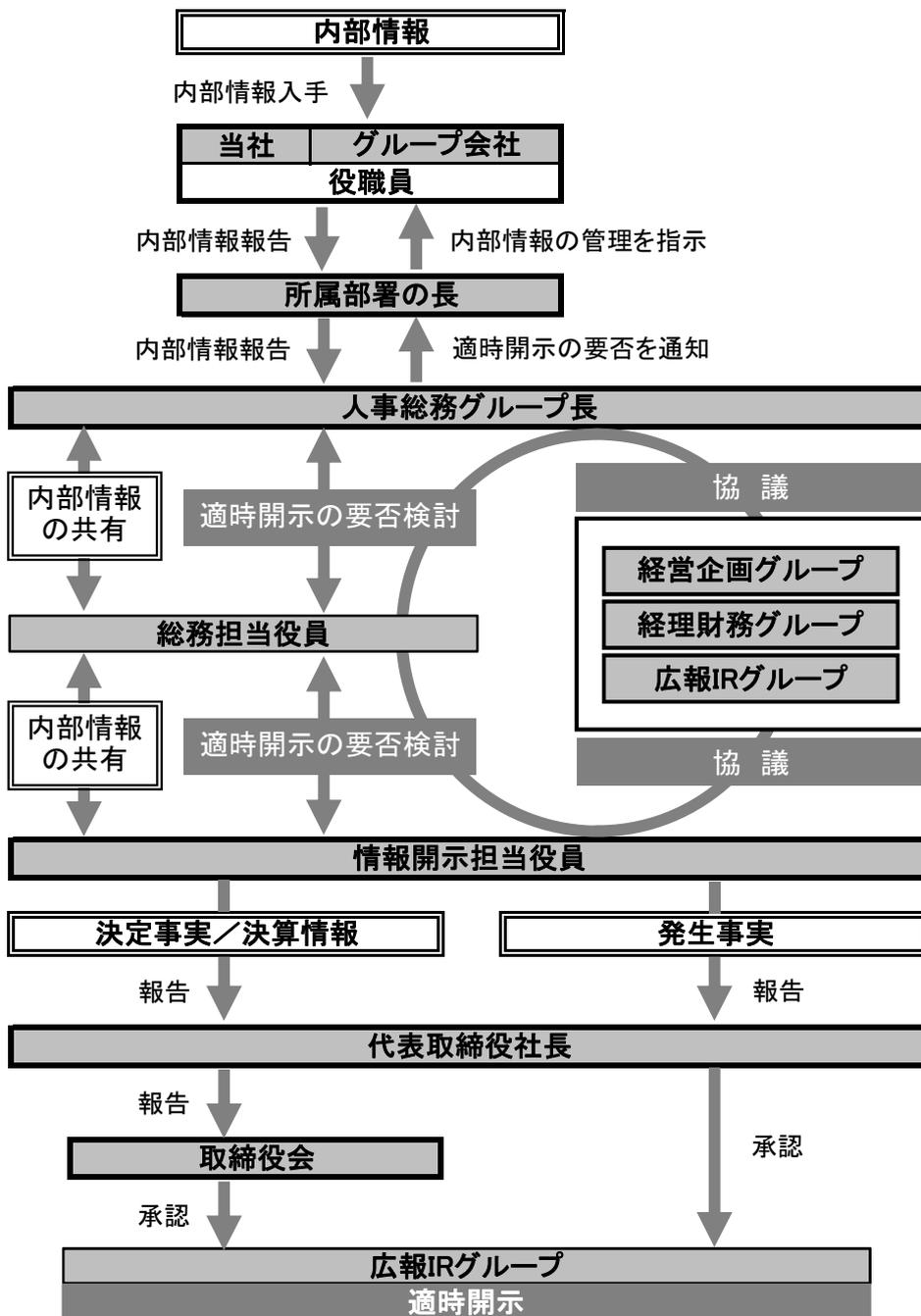
(d) 情報の公表

イ.決定事実及び決算情報に係る適時開示情報の場合、情報開示担当役員は代表取締役社長にその旨報告し、取締役会にける承認後速やかに開示します。
ロ.発生事実に係る適時開示情報の場合、情報開示担当役員は代表取締役社長の承認を得て速やかに開示します。
ハ.情報開示は、情報開示担当役員の指示に基づき、広報IRグループが行います(但し、決算情報の適時開示は経理財務グループが行います)。

【 参考資料:コーポレートガバナンス体制図 】



【参考資料:適時開示体制図】



※決算情報の適時開示は、経理財務グループが担当。